

那珂市ペット霊園の設置等に関する条例（案）に対する パブリックコメントの実施結果について

那珂市ペット霊園の設置等に関する条例（案）に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

皆様からいただいたご意見及びそれらに対する市の考え方と対応については次のとおりです。

なお、お寄せいただいたご意見は趣旨を損なわないよう、要約させていただきました。

1 募集期間

平成28年7月11日（月）から平成28年7月31日（日）まで

2 条例（案）の公表方法

- ・ 那珂市ホームページへの掲載
- ・ 那珂市役所環境課での閲覧
- ・ 那珂市役所瓜連支所での閲覧
- ・ 那珂市立図書館行政資料コーナーでの閲覧

3 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メールおよび持参

4 意見募集結果の概要

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) ホームページ閲覧数 | 117件 |
| (2) 意見提出件数 | 5件 |
| (3) 意見提出者数 | 1団体（郵送） |
| (4) 意見の要旨と本市の考え方および対応 | 別紙のとおり |

【別紙】

パブリックコメントの意見の概要と市の考え方および対応について

1 設置等の基準に関すること

	意見の概要	市の考え方・対応
1	禁止地域を設ける場合は都市計画地域の住居専用地域のみとしていただきたい。	一律に禁止地域として設定するのではなく、住宅等からの距離により規定しています。
2	距離規制は立地禁止区域が設定されてあれば必要ないものと考えます。 教育上悪影響等もないので病院、学校、保育園、公共施設等などの距離規制は必要ないものと考えます。	本市では立地禁止区域の設定ではなく距離規制を規定しています。市民の良好な生活環境の保全のため、本市と類似の人口規模の都市例を参考にしながら、住宅等（市民生活に関わりの深い施設として学校、保育園、病院、社会福祉施設、公共施設その他これに類する施設を含む。）をペット霊園の設置にあたっての距離規制において考慮すべき施設としようとしているものです。
3	ペット霊園建設にあたり、住民説明会を実施するなどし、地域住民に理解を求める姿勢があれば許可を出すようにしてほしい。	ペット霊園の設置にあたっては、近隣住民に理解を求める姿勢だけではなく、近隣住民が理解したと判断するために、書面による同意を得るよう努めなければならないと規定しています。
4	ばい煙除去装置は使用例はありますが、臭気と煙とばい煙除去は除去装置よりも完全燃焼させることであり、条例によるばい煙除去施設の設置義務でなく設置努力義務としてほしい。	構造設備の基準および維持管理の基準を遵守して完全燃焼させることにより、臭気やばい煙の発生を制御できると考えておりますが、排出ガス中のばいじんを適切に除去するために、助燃設備、二次燃焼室を設けてもらうこととしております。

2 移動火葬車の規制に関すること

5	移動火葬車については、一定の基準を満たした事業者に許可を与える許可制を設けてほしい。	移動火葬車についての規定はありませんが、今後規定が必要となった場合には、基準等について精査していきます。
---	--	--